

群町村議発第46号
令和4年11月10日

(本県関係 国会議員) 様

群馬県町村議会議長会
会長 仲澤 太郎
(公 印 省 略)

令和5年度税制改正に係る重点要望事項について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年度税制改正につきましては、与党の税制調査会において、年内の「税制改正大綱」の決定に向けて、本格的な議論が開始される予定とのことであります。

このような中で、地方税に関しては、固定資産税や自動車関連諸税が争点となることが想定されます。

固定資産税については、町村にとって税収の半分を占める基幹税であることから、税収の安定的な確保が不可欠であります。

また、自動車関係諸税については、令和4年度与党税制改正大綱において、「国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされており、政府税制調査会においても議論いただいているところです。

つきましては、別紙のとおり要望いたしますので、主旨ご高察のうえ、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

令和5年度税制改正に係る重点要望事項

住民とより密接な関係にある町村は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしております。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である町村を次世代に引き継いでいくことは、我々町村の大きな責務です。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林業の衰退など極めて厳しく、また、条件不利な地域を多く抱える町村では総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、町村が、自主性・独自性を発揮し地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策など、きめ細かな行政サービスを実行するためには、安定的な財政運営が欠かせません。

特に地方税は、自主財源の根幹をなし、町村の自主性・独自性の向上を担保するものですので、町村税源の充実強化を図るため、下記事項を強く要望いたします。

記

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税される基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。

特に、令和4年度における土地に係る固定資産税の負担調整措置に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては、令和4年度限りとするとともに、令和5年度は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策等の経済対策や、生産性革命の実現等の政策的な措置については、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

2 自動車関係諸税の見直し

自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中で、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

令和4年11月10日

(本県関係 国会議員) 様

群馬県町村議会議長会
会長 仲澤 太郎